

■各建築物の設備対応表

- ・下記、各設備対応表に定める対象設備を凡例に従い、設置すること。
- ・本対応表で記載していない項目にあっても、事業者の提案内容に応じて、必要な設備については設置すること。

項目	施設名	電気設備									機械設備							
		空調換気			給排水													
ゾーン	施設名	電灯・コンセント設備	受変電設備	幹線動力設備	情報通信設備	入退場管理設備	放送拡声設備	火災報知設備・防火排煙設備	防犯管理設備	誘導支援設備	空調設備	換気設備	衛生器具設備	給水設備	給湯設備	排水設備	ガス設備	消化設備
プールゾーン	管理棟・事務所	○	—	○	○	—	○	法規により	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法規により
プールゾーン	更衣室（脱衣所・ロッカー）	○	—	○	○	—	○	法規により	○	○	○	○	○	○	○	○	—	法規により
プールゾーン	入場ゲート・受付口	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
プールゾーン	電気室	○	○	○	—	—	—	法規により	—	—	—	○	—	—	—	—	—	法規により
プールゾーン	機械室	○	—	○	—	—	—	法規により	—	—	—	○	—	—	—	—	—	法規により
プールゾーン	器具庫・倉庫	○	—	○	○	—	○	法規により	○	○	○	○	○	—	○	—	—	法規により
プールゾーン	トイレ	○	—	○	○	—	—	法規により	—	○	○	○	○	○	—	○	—	法規により
公園機能ゾーン	トイレ	○	—	○	○	—	—	法規により	—	○	○	○	○	○	—	○	—	法規により
共通	その他外構	適所	—	適所	—	—	適所	—	適所	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 【凡例】

○：各建築物に対して必須で設置

法規により：関連法令に従い設置

適所：提案内容に応じて必要箇所に設置